

# 柏ビレジ第三地区建築協定の概要

## 宅地の制限

敷地面積 170 m<sup>2</sup>以上 (1宅地1棟)

## 用途

- 1 専用住宅 (付属する車庫, 物置を含む)
- 2 診療所兼用住宅 (付属する車庫, 物置を含む)

## 建ぺい率・容積率の制限

- 1 建ぺい率 50%以下
- 2 容積率 100%以下

## 階数 地階を除き2以下

## 高さ

- 1 最高の高さ9 m以下 (当該敷地の造成工事完了検査時の地盤面)
- 2 最高の軒高6.5 m以下 (当該敷地の造成工事完了検査時の地盤面)
- 3 道路斜線  
当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの以下。
- 4 北側斜線  
当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5 mを加えたもの以下。

## 壁面線の制限

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線まで1 m以上。

ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下のもの
- 2 車庫の高さが2.5 m以下で、かつ床面積が21 m<sup>2</sup>以内のもの
- 3 物置その他これらに類する用途に供し、高さが2.5 m以下で、かつ床面積が6.6 m<sup>2</sup>以内のもの
- 4 門及び塀

## 門塀の制限

なし (ただし、緑化協定あり)

## 排水

水洗式とする